

施設利用者へのヒアリングなどの実施について ＜施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）作成に向けて＞

（１） 目的

福岡市では、平成 10 年に福祉のまちづくり条例を制定し、建築物等についてバリアフリー化を進めているところであるが、平成 10 年以前に建築されたものや小規模な建築物はバリアフリー化が進んでいないところもある。

そこで、既存施設の管理者や店舗経営者等に、バリアフリーへの理解を深めてもらい、施設の改修等を通じて誰もが使いやすい施設を提供していただけるよう「施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）」を作成することとしており、具体的内容を検討するにあたり、利用者や施設管理者の視点からみた実態等を把握するとともに、バリアフリー対応事例を収集するため、ヒアリング及びアンケート調査を実施するもの。

（２） 調査対象者と調査方法

- ① 高齢者・障がい者団体および育児中の保護者：ヒアリング調査
- ② 小売りやサービスの店舗等の事業主：アンケート調査（選択式）

（３） 調査概要

- ① 高齢者・障がい者団体および育児中の保護者
 - ・利用にあたって困ること（例：段差があって入れない等）
 - ・利用しやすい施設の事例（例：出入口にスロープがある等）
 - ・ソフト面のサポート事例（例：案内標示の字が大きくみやすい、筆談ができる等）
- ② 小売りやサービスの店舗等の事業主
 - ・利用者からの要望（例：トイレが狭く車いすが入れない等）
 - ・バリアフリー改善の課題（例：トイレの改修をしたいがスペースがない等）
 - ・バリアフリー改善の事例（例：出入口の戸を開き戸から引き戸へ改修した等）
 - ・ソフト面の対応事例（例：気づいたら声を掛ける、接遇マナー教育の実施等）